

# 新居浜市地域公共交通総合連携計画書(案)

平成 2 3 年 ● 月

新 居 浜 市

## 目 次

はじめに 新居浜市の都市交通体系の経緯	・ ・ ・	2
1 公共交通（バス）の現状と課題	・ ・ ・	4
2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域	・ ・ ・	6
3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針	・ ・ ・	6
4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標	・ ・ ・	6
5 事業の概要及び事業の実施主体	・ ・ ・	6
6 計画期間	・ ・ ・	12
7 法第6条に定める協議会の有無	・ ・ ・	12
8 法第5条第6項に定められている関係者との協議	・ ・ ・	12
9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映	・ ・ ・	12

## はじめに 新居浜市都市交通体系の経緯

新居浜市では、国道11号新居浜バイパスの整備、新居浜駅前土地区画整理事業による道路整備など、交通基盤が着実に整備され、利便性の向上、渋滞緩和、安全性の確保が図られています。しかし、バス公共交通の空白地域が多く存在し、移動の手段が確保されていないこと等、解決しなければならない課題は数多く残っています。

さらに、時代が変化する中、新居浜市においても少子高齢化の進行、また、地球環境問題への対応など、都市や交通の環境も大きく変化しています。

そのため、平成21年3月に新居浜市都市交通マスタープランを策定して、20年後（平成40年度）を見据えた都市交通施策などを掲示し、今後、この施策に沿って事業を推進することにより、誰もが安心して便利に移動できる交通体系の確立を目指すことといたしました。

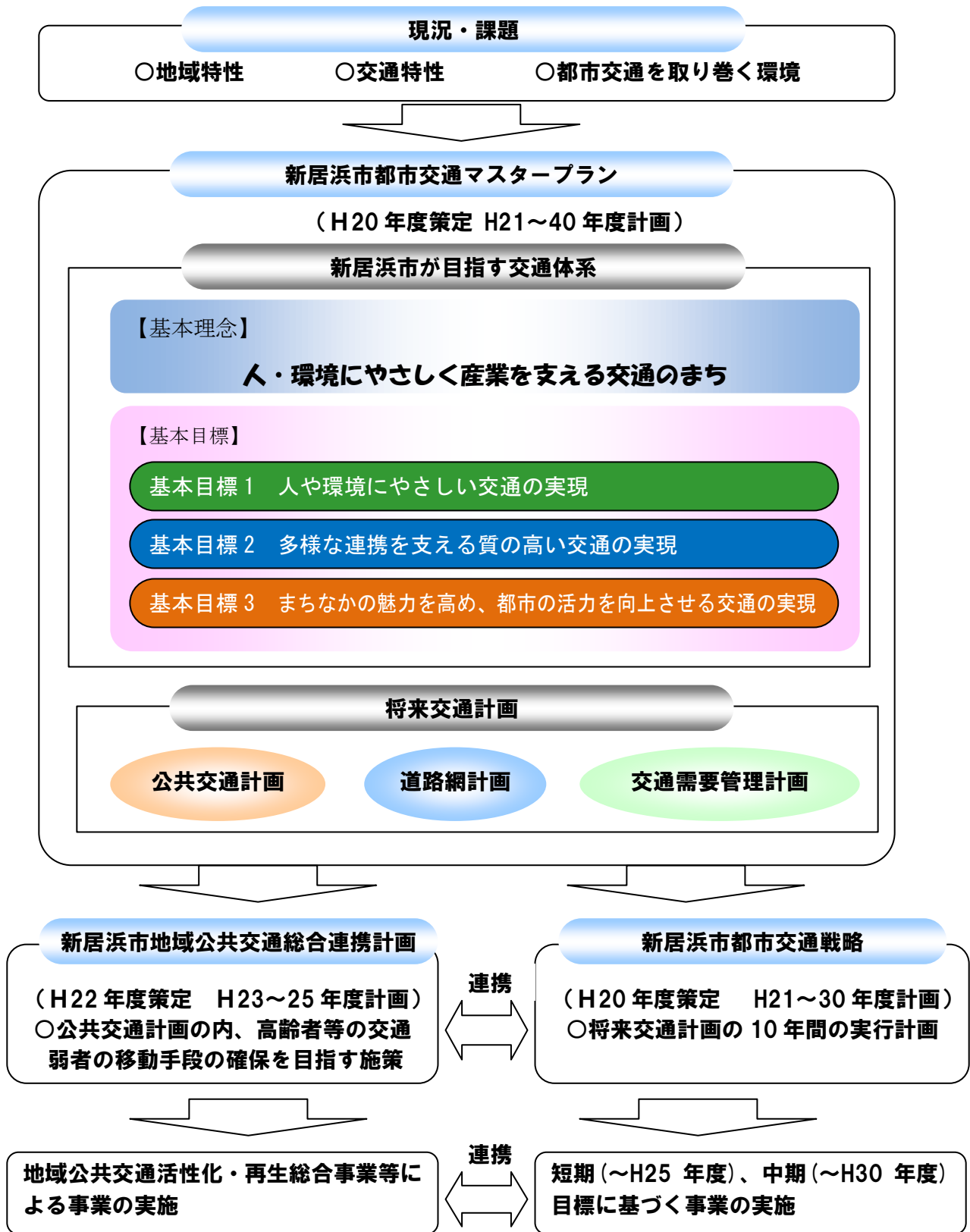
都市交通マスタープランでは、新居浜市が目指すべき交通体系の基本理念を「人・環境にやさしく、産業を支える交通のまち」とし、それを実現するために、「人や環境にやさしい交通の実現」「多様な連携を支える質の高い交通の実現」「まちなかの魅力を高め、都市の活力を向上させる交通の実現」という基本目標を定めて、公共交通計画、道路網計画、交通需要管理計画を立案しております。

また、都市交通施策については、行財政状況の変化、新たな都市交通課題の出現、地域住民や関係機関との調整などの社会状況の変化に柔軟に対応しながら、効率的かつ効果的に推進することが求められるため、都市交通マスタープランと合わせ、平成21年3月に、都市交通マスタープランで立案された都市交通施策の10年間（平成21年度～30年度）の実行計画となる、新居浜市都市交通戦略を策定し、重点的、効率的な施策展開を図っております。

なお、新居浜市地域公共交通総合連携計画は、新居浜市都市交通マスタープランにおいて立案された公共交通計画の内、高齢者等の交通弱者の移動手段の確保を目指す施策を実現するため、地域公共交通活性化・再生に関する法律に基づいて作成するものです。

今後は、新居浜市都市交通戦略と連携を図りながら、本計画の推進により新たな公共交通の導入を図り、地域公共交通の活性化に向けた取り組みを進めてまいります。

新居浜市都市交通体系の経緯



# 1 公共交通（バス）の現状と課題

## (1) 新居浜駅～住友病院に集中するバス路線

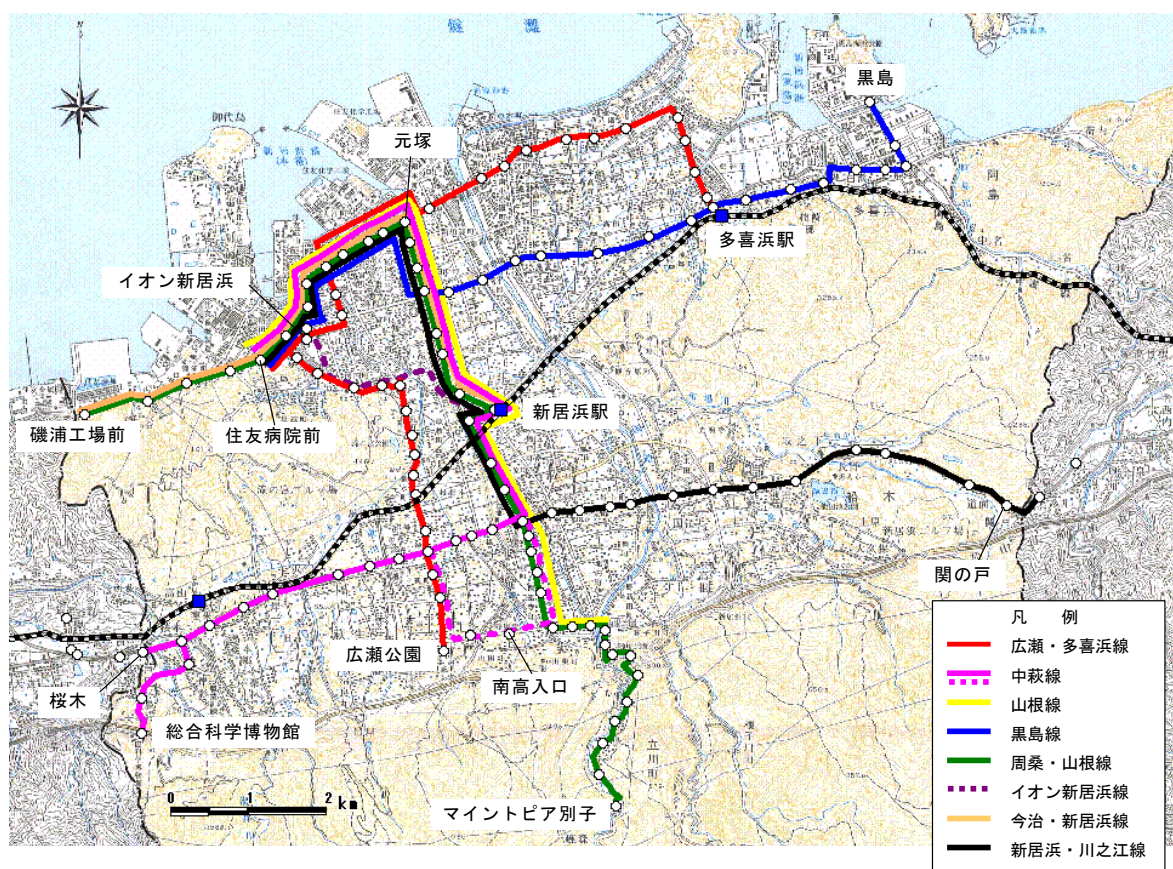
新居浜市内には、他市からの乗り入れ路線と市内のみの路線があり、大部分は民間バス事業者が運行し、新居浜駅と住友病院を結節点として、路線網が形成されています。

したがって、周辺部から、公共施設や病院・商業施設が集積している中心市街地に移動する場合、結節点である新居浜駅までのバス路線は便利とは言えませんが、新居浜駅から中心市街地内のバス路線は便数も多く、比較的利便性が高い状況にあります。

また、路線バスの利用者は、平成15年度の478千人から毎年減少しており、平成21年の利用者数は389千人となっています。

なお、民間バス路線のほか、平成18年4月からは、別子山地域バスが運行され、別子山地域から中心市街地までのバス路線が確保されています。

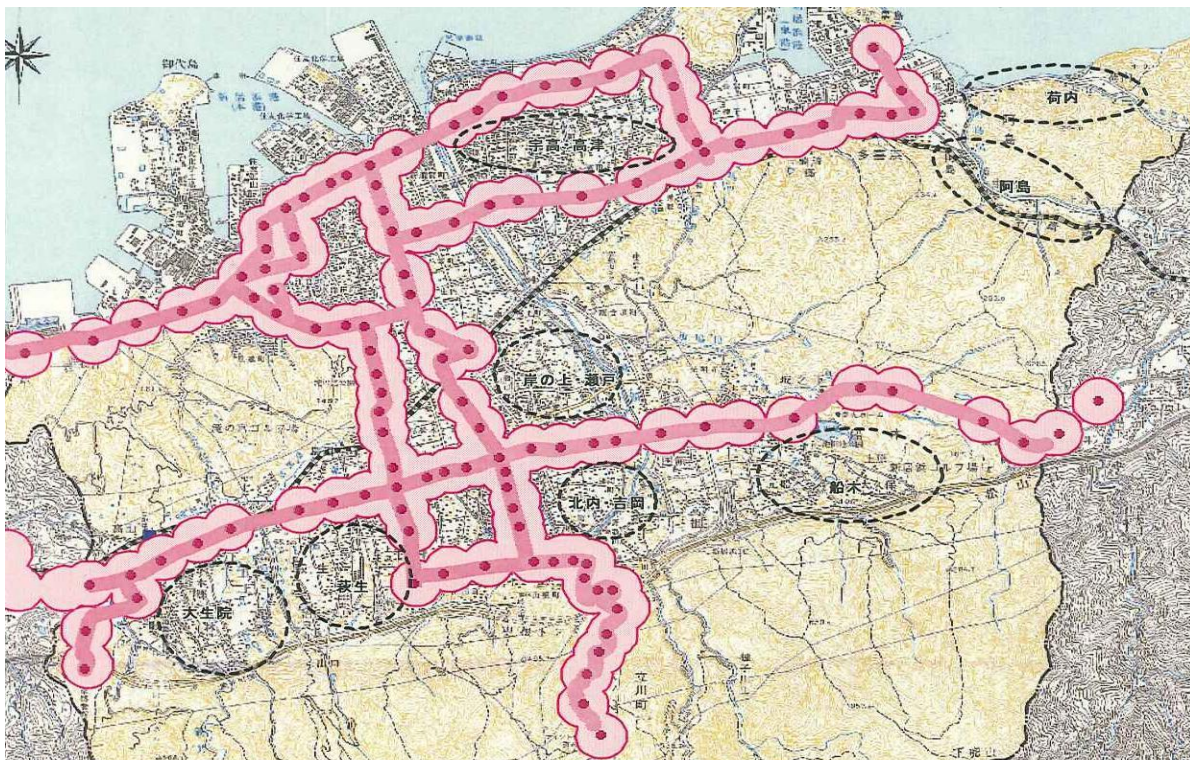
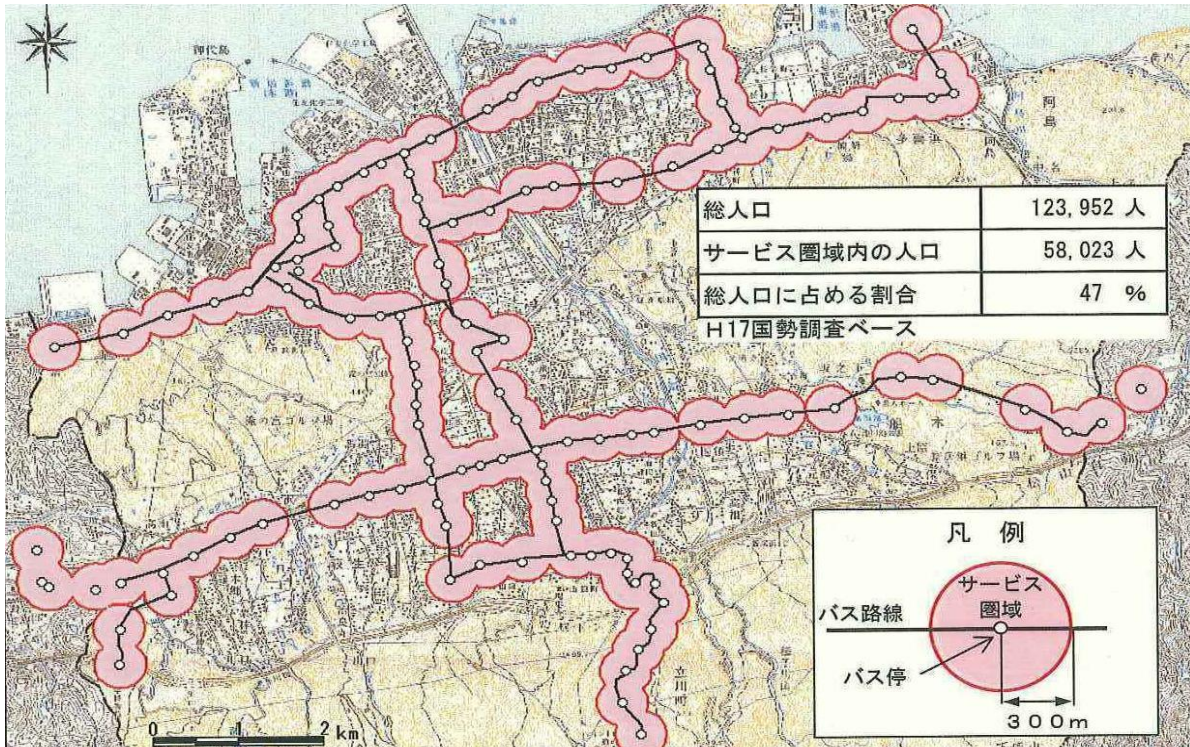
せとうちバス路線網



(2) バス交通サービス圏域に住む市民は50%以下

路線バスのサービス圏域をバス停から300mとした場合、このサービス圏域の人口は市の総人口の約47%にあたります。

それ以外の地域をバス交通空白地域とすると、市内には、まとまった空白地域として、荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域などがあります。



## 2 新居浜市地域公共交通総合連携計画の対象区域

新居浜市地域公共交通総合連携計画の区域は、日常生活に関して形成される交通圏である新居浜市全域とします。

## 3 新居浜市地域公共交通総合連携計画の基本方針

現在、バス交通の利用できる地域は人口ベースで50%以下と低い割合となっており、市内の移動は自動車交通に依存しています。また、高齢化の進展により、今後、自動車利用のできない若しくはしない人が増加し、その人たちの移動手段の確保が重要な課題となってくるのが明らかです。

これに対して、バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保することを目指します。

また、デマンド型乗り合いタクシーは、路線バスやタクシーを補完するもので、双方の中間に位置する公共交通として位置づけて共存を図ることとし、検討にあたっては、新居浜市地域公共交通活性化協議会などにより住民や交通事業者との協働で検討しながら進めていきます。

## 4 新居浜市地域公共交通総合連携計画の目標

バス交通空白地域へデマンド型乗り合いタクシーを随時導入し、高齢社会に対応し、高齢者などの交通弱者の通院や買い物の移動手段を確保し、誰もが便利に使える公共交通を構築します。

## 5 事業の概要及び事業の実施主体

### (1) 事業の名称

新居浜市デマンドタクシーの実証運行

### (2) 事業の内容

タクシーの運行、予約センター運営、広報、表示、調査、検証

### (3) 実施期間

平成23年度～平成25年度

### (4) 実施主体

新居浜市地域公共交通活性化協議会

### (5) 事業の概要

平成23年度から25年度までの3年間で実証運行を実施し、平成26年度以降の本格運行実施を目指します。なお、実証運行中は、適宜見直しを行い、改善改良を加えていきます。

#### ①運行エリア

川東エリア、上部東エリア、上部西エリア

## ②運行形態

登録制、予約制、乗り合いでエリア内を「ドア to ドア」で結ぶ、デマンド型乗り合いタクシーとします。

## ③利用対象地域

平成23年度は、利用対象地域を一部地域（荷内・阿島地域、船木地域、大生院・萩生地域）でスタートしますが、実証運行中に見直しを行い、平成24年度以降、利用対象地域の拡大（川東エリア、上部西エリア、上部東エリア全域）を目指します

## ④目的地として指定できる施設

- ・交通結節点（バス停留所・駅・港）、医療施設（病院・診療所、歯科医院）
- ・金融機関（銀行、金庫、農協、郵便局）
- ・商業施設（理美容室、各種小売店、飲食店）
- ・保育・教育施設（保育所、幼稚園、小・中・高校）
- ・公共施設（支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等）など
- ・その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など、エリア外を含めて設定します）

## ⑤運行日、運行時間帯

月曜日から金曜日までの平日 午前8時30分から午後5時まで  
（土・日曜・祝休日は運休）

## ⑥利用料金

大人（中学生以上）1回乗車 500円

小人（小学生以下）及び障害者は半額 250円

※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料

## ⑦利用方法

事前に利用登録を行い、電話予約により配車。

## ⑧運行台数

平成23年度は次の台数で運行をスタートしますが、利用実績及び利用対象地域の拡大などにより見直すこととします。

- ・川東エリア セダン型タクシー 1台
- ・上部東エリア セダン型タクシー 1台
- ・上部西エリア セダン型タクシー 2台

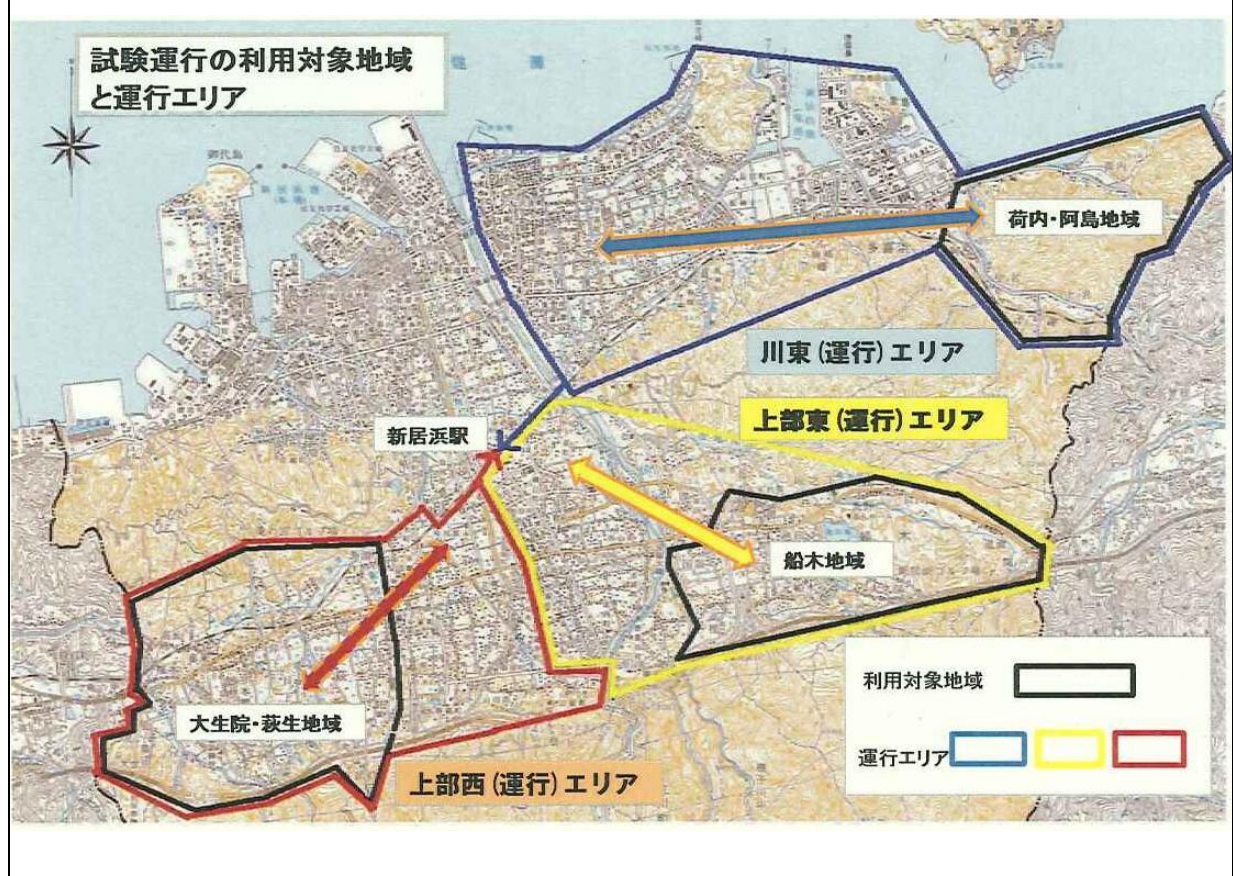
## ⑨運行受託予定者

道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者により運行します。



平成23年度実証運行計画

名称	新居浜市デマンドタクシー		
エリア区分	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
利用対象地域	<b>【荷内・阿島地域】</b> 阿島二丁目(1~3、8~9番を除く)、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町	<b>【船木地域】</b> 船木、七宝台町	<b>【大生院・萩生地域】</b> 大生院、萩生、大永山(出口)
運行エリア	多喜浜校区、神郷校区、垣生校区、浮島校区、高津校区	船木校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以東)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以東) ※立川町、種子川山を除く	大生院校区、中萩校区、泉川校区(主要地方道新居浜・角野線以西)、角野校区(主要地方道新居浜・角野線以西) ※立川町を除く
行き先として指定できる施設	①交通結節点 (バス停留所・駅・港) ②医療施設(病院・診療所、歯科医院) ③金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局) ④商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店) ⑤保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校) ⑥公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等) ⑦その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設(新居浜駅等)		



運行日	週5日（月曜日から金曜日）※土・日曜・祝休日は運休		
運行時間帯	午前8時30分から午後5時まで		
利用料金	大人（中学生以上）1回乗車 500円 小人（小学生以下）及び障害者は半額 250円 ※未就学児は、1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料		
運行事業者	道路運送法第4条に基づき一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたタクシー事業者		
運行車両	川東エリア	上部東エリア	上部西エリア
	セダン型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型タクシー 1台 乗車定員4人	セダン型タクシー 2台 乗車定員8人
時刻表 (各エリア共通)	行き		帰り
	1便	8:30	
	2便	10:00	3便 11:00
	4便	13:00	5便 14:00
			6便 16:00
利用方法			
<p>1. 利用する方は、事前に利用登録（無料）が必要です。「利用登録票」を、利用希望日の2週間前までに、協議会事務局の市役所運輸観光課まで提出します。 登録票の用紙は、新居浜市役所ホームページからダウンロードできるほか、多喜浜、船木、大生院、中萩の各公民館に備え付けます。</p> <p>2. 利用者は、利用対象地区に居住する方です。年齢などの制限はありませんが、既存の路線バス停留所沿線（概ね停留所から直線距離300m内）に住む方は、路線バスを利用して頂くため、最寄りのバス停留所を利用して移動することが困難な方を除き、原則的に利用できないこととします。</p> <p>3. 登録後、協議会事務局から登録証を送付します。</p> <p>4. 予約センターで電話受付を行います。予約センターの受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時までとします。（1月4日から受付開始予定） ※電話予約の例 「登録番号〇番の〇〇です。〇日の第〇便で、〇〇病院まで予約します。帰りは、第〇便で、〇〇病院から自宅まで予約します」</p> <p>5. 予約受付は、利用希望日の1週間前（同じ曜日）から受け付け、締め切りは、午前中の便（1～3便）は前日まで（前日が休みの場合は前営業日まで）、午後の便（4～6便）は当日の午前11時までとしますが、乗車定員に達した時点で、予約受付は終了することとします。</p> <p>6. 時刻表は、一番最初に乗る場所の出発時間を示していますので、二番目以降の場合は、最大15分程度到着時刻が遅れる場合があります。</p> <p>7. 利用日当日は、ご自宅でお待ちいただきますが、道路事情によって車両が進入できない場合は、自宅近くの進入できる場所から乗車していただくこととします。</p> <p>8. 利用料金は、乗車時に、運転手にお支払いいただくこととします。</p>			

## 運行エリア一覧

区分名	小学校区	住所・地番
川東エリア	多喜浜	楠崎一丁目(2番、4番(神郷小学校の区域を除く。))、多喜浜一丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、9番、10番)、多喜浜二丁目、多喜浜三丁目、多喜浜四丁目(1番から7番まで、8番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜五丁目(1番から9番まで、10番(神郷小学校の区域を除く。))、11番、12番)、多喜浜六丁目、阿島一丁目、阿島二丁目、阿島三丁目、阿島四丁目、阿島、荷内町、黒島一丁目、黒島二丁目、黒島
	神郷	郷一丁目(2番から6番まで、8番から16番まで)、郷二丁目、郷三丁目、郷四丁目、郷五丁目(1番、3番から9番まで)、東雲町三丁目(9番)、清住町、落神町、又野一丁目、又野二丁目、又野三丁目、高田一丁目・高田二丁目(2番から5番まで)、田の上一丁目、田の上二丁目、田の上三丁目、田の上四丁目(1番から5番まで、10番から12番まで)、松神子一丁目、松神子二丁目、松神子三丁目、松神子四丁目、神郷一丁目、神郷二丁目、楠崎一丁目(1番、3番、4番33号から46号まで・60号から62号まで・65号・66号、5番から8番まで)、楠崎二丁目、多喜浜一丁目(8番1号から16号まで・56号から89号まで)、多喜浜四丁目(8番1号から11号まで・28号から53号まで、9番、10番)、多喜浜五丁目(10番1号から8号まで)、郷、郷乙
	垣生	垣生一丁目、垣生二丁目、垣生三丁目、垣生四丁目、垣生五丁目、垣生六丁目(2番から14番まで)、八幡一丁目(1番から8番まで)、八幡三丁目(2番、3番、4番(浮島小学校の区域を除く。))、9番(浮島小学校の区域を除く。))、10番(浮島小学校の区域を除く。))、長岩町、垣生
	浮島	松の木町(2番から13番まで)、宇高町四丁目、宇高町五丁目(10番、11番、14番、15番)、垣生六丁目(1番、15番)、八幡一丁目(9番から21番まで)、八幡二丁目、八幡三丁目(1番、4番4号から18号まで・36号・40号・43号、5番から8番まで、9番3号・39号から54号まで、10番38号から48号まで)
	高津	宇高町一丁目、宇高町二丁目、宇高町三丁目、宇高町五丁目(1番から9番まで、12番、13番)、沢津町一丁目、沢津町二丁目、沢津町三丁目、東雲町一丁目、東雲町二丁目、東雲町三丁目(1番から8番まで)、松の木町(1番)、高津町、清水町、南小松原町、桜木町、郷一丁目(1番、7番)、郷五丁目(2番)、高田二丁目(1番、6番)、田の上四丁目(6番から9番まで)

区分名	小学校区	住所・地番
上部東エリア	船 木	船木、七宝台町
	泉 川 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以東	松木町(1番、2番の一部、3番の一部、5番から6番まで)、西喜光地町(2番の一部、3番、4番の一部、8番の一部、9番の一部)、喜光地町一丁目6番から14番まで)、松原町、坂井町三丁目、瀬戸町、寿町、星原町、上泉町、外山町、岸の上町一丁目、岸の上町二丁目、城下町(7番)、下泉町一丁目、下泉町二丁目、観音原町、東田一丁目、東田二丁目、東田三丁目、国領一丁目、光明寺一丁目、光明寺二丁目
	角 野 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以東 ※立川町、 種子川山 を除く	喜光地町二丁目(3番から9番まで)、中西町、宮原町、中筋町一丁目、北内町一丁目、北内町二丁目、北内町三丁目、北内町四丁目、吉岡町、角野新田町一丁目、角野新田町二丁目、角野新田町三丁目、種子川町、角野
上部西エリア	大生院	大生院
	中 萩	萩生、横水町、本郷一丁目、本郷二丁目、本郷三丁目、中萩町、上原一丁目、上原二丁目、上原三丁目、上原四丁目、中村一丁目、中村二丁目(1番から15番まで)、中村三丁目(3番から11番まで)、中村四丁目(3番から9番まで、11番、15番から18番まで)、御蔵町(2番、3番)、中村松木一丁目、中村松木二丁目、土橋一丁目、土橋二丁目(1番から10番まで、13番、14番)、大永山(出口)
	泉 川 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以西	松木町(2番の一部、3番の一部、4番)、西喜光地町(1番、2番の一部、4番の一部、5番から7番まで、8番の一部、9番の一部、10番から11番まで)、喜光地町一丁目(1番から5番まで)、
角 野 ※主要地 方道新居 浜・角野線 以西 ※立川町、 大永山を 除く	土橋二丁目(11番、12番、15番から17番まで)、中村二丁目(16番)、中村三丁目(1番、2番)、中村四丁目(1番、2番、10番、12番から14番まで)、御蔵町(1番、4番から13番まで)、喜光地町二丁目(1番から2番まで)、西泉町、西連寺町一丁目、西連寺町二丁目、篠場町、山田町、山根町、中筋町二丁目	

## 6 計画期間

平成23年度～平成25年度

## 7 法第6条に定める協議会の有無

有り

- ①設立年月日 平成22年11月9日
- ②名称 新居浜市地域公共交通活性化協議会
- ③構成員 新居浜市、新居地区旅客自動車協同組合、愛媛県ハイヤー・タクシー協会、瀬戸内運輸株式会社、社団法人愛媛県バス協会、四国旅客鉄道株式会社、愛媛県東予地方局建設部、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所、新居浜警察署、新居浜市連合自治会、新居浜市老人クラブ連合会、新居浜市女性連合協議会、新居浜市社会福祉協議会、新居浜商工会議所、新居浜市医師会、瀬戸内運輸労働組合、国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局

## 8 法第5条第6項に定められている関係者との協議

新居浜市地域公共交通活性化協議会における協議

- ①平成22年11月9日 第1回会合  
地域公共交通活性化・再生総合事業について
- ②平成22年12月14日 第2回会合  
新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について協議
- ③平成●●年 ●月●●日 第3回会合  
新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について協議

## 9 法第5条第5項に定められている利用者の意見の反映

- ①新居浜市地域公共交通活性化協議会に、住民、地域公共交通の利用者、関係する公共交通事業者、道路管理者、警察署等が参画して、意見を反映。
- ②利用対象者に対して「新たな公共交通の導入に関する調査」を実施して、計画作りに反映。  
※平成21年9月～12月、市内のバス公共交通空白地域のうち、中心市街地から離れている荷内・阿島、船木、大生院・萩生地域の25自治会で訪問調査。  
(訪問世帯数2,614 調査世帯数1,498 調査率57.3%)
- ③新居浜市地域公共交通総合連携計画（案）について、市ホームページ、市内公共施設で公表し、パブリック・コメントを平成23年1月4日から平成23年1月28日まで行い、●件の意見が寄せられた。